

## 令和 3 年度下期 PET ボトルの再商品化事業者の入札選定方法 及び選定結果の連絡方法について

入札選定の方法及び選定結果の連絡方法は以下のとおりです。

### I. 再商品化事業者の選定方法

#### 1. 入札の対象

保管施設ごとに、令和 3 年度下期（令和 3 年 10 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日）を対象とした入札とする。

原則として、市町村・一部事務組合別に各々の 1 保管施設について 1 再商品化事業者の落札とする。

#### 2. 再商品化事業者の落札可能量

再商品化事業者の工場ごとの落札可能量については、**資料 3**「PET ボトル再商品化能力査定に関する基本的考え方」に従い、令和 3 年 6 月 24 日（木）に当該再商品化事業者にオンライン（REINS）で通知する（REINS：公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会のオンラインシステム REINS-CP の略称）。

#### 3. 落札事業者の決定

保管施設ごとに、4. 以下の取り扱いを行い、入札価格の最も安い再商品化事業者を落札事業者とする。

#### 4. 入札価格が同一の場合の取扱い

同一保管施設において、入札価格の最も安い再商品化事業者が複数存在する場合、下記①②③の優先順位で入札条件を比較し、落札事業者を決定する。

- ① 再生処理施設が当該保管施設から最も近いこと。
- ② フレーク製造収率が最も高いこと。
- ③ 当該保管施設について、再商品化に関する契約実績があること。契約実績がある事業者間の比較になる場合には、最も近い年度の契約実績があること。

#### 5. 個々の再商品化事業者の一番札が、落札可能量を超える場合の取扱い

個々の再商品化事業者の一番札が、落札可能量を超える場合には、個々の再商品化事業者について、下記①②③の優先順位で落札保管施設を決定する。

- ① 入札事業者が単数の保管施設
- ② 落札価格の安い保管施設
- ③ 落札価格が同じである場合には、その再生処理施設に近い保管施設

ただし、当該事業者の落札量を落札可能量にできるだけ近づける趣旨で、上記優先順位にかかわらず全一番札の中から落札保管施設を選択することがある。

6. 第5項により当初の一番札で落札されない保管施設が生じた場合の取扱い  
当初の一番札を除外した上で、第4項及び第5項を適用する。この場合、第5項については、一番札を二番札と読み替える。それでもなお落札されない保管施設が生じる場合には、三番札以下、同様の手順を繰り返す。
7. 社会通念上問題とされる著しく不合理な価格の入札札は入札選定において除外する。
8. 入札事業者がなかった保管施設又は上記手順で落札事業者が決定しなかった保管施設及び入札後に引取り申し込みを受け受託した保管施設については、再商品化事業者の立地、再商品化能力、価格等を勘案のうえ、指名競争入札により落札事業者を決定する（ただし、入札対象量等により上記手順が不相当と判断される場合には、この限りではない）。

## II. 選定結果の連絡方法

選定結果は、落札した保管施設のある事業者に対し、オンラインで落札した保管施設を通知する。また、落札した保管施設のない事業者に対しても、その旨を通知する（再生処理事業者宛）。

なお、保管施設ごとの落札状況については、当協会のホームページに掲載する。

以上